

そのために昭和 27 年度から経済計算制度が発足し、標準予算制度が実施されている。しかし経営原価要素のうち、材料費の占める割合はきわめて大きく、もし資材価格に変動を生じた場合には、資材価格差の絶対額は相当の額となる。したがって異なる物価ベースにより資材が決算されるときは、物量的にゆがめられることになって、予定原価に対する実際原価との差、すなわち標準経費予算に対する過不足額は、企業努力に対するものと物価差にもとづくものが混交する結果となり、経済計算制度は資材に関連する経費から崩れるおそれがある。これを防ぐためには、貯蔵品の出納単価を標準単価的のものとして年間を通じ一定する必要がある、これによって標準予算制度推進上大きな役割を果しうる。

以上は出納単価制度の利点をあげたのであるが、この効果を一そう発揮するためには一定期間(少くとも 1 箇年)は実際の購入価格に変動があってもすえ置かれなければならない。したがって物価変動の激しいような時には差異が大きくなり、出納単価は高いというような不平が使用者側から起るがこの価格差は調達部門で別に整理をして年度末には各経費に還元されるのであるから、大きな観点からすれば損得はないのである。

3 貯蔵品の購入価格と出納単価の差額整理について

従来の出納単価は予定単価的な性格を持っていたので物価に変動があった場合に年度途中でもこれを変更したり、また価格調整勘定の残額をできるだけ少なくするために、実際の購入見込単価と多少かけ離れた単価を設定することもあった。32 年度からは出納単価をいわゆる「標準単価」とみなし実際の購入見込単価で設定することとした。価格差についても用品勘定で処理して、年度末にはこれを用品勘定の収支差とともに各勘定に振替えることになっている。なお 32 年度以降用品割掛の賦課方法を改正して購入割掛制度をとったため、32 年度の出納単価は事務上の便宜のため用品割掛を含んだものとなっている。

(間中芳雄)

すいとうやく 出納役 日本国有鉄道法上の現金出納職員であって、会計長の出納命令により現金または有価証券の出納保管を行う国鉄の会計機関をいう(日本国有鉄道会計規程第 9・10 条)。したがって出納役は、国鉄が国の特別会計時代における主任出納官吏に該当するものである。

国鉄においては、現金および有価証券の出納事務については内部牽制制度を採用し、命令機関として会計長を、執行機関として出納役を設け両者の兼職を避けるとともに、それぞれの責任の所在を明らかにし、もって現金管理組織の完ぺきを期している。

出納役は原則として、命令機関である会計長の在勤箇所に 1 名ずつ配置され、日々会計長から交付された収納伝票または支払伝票により、現金の出納を取り扱うとともに、分任出納役から直収入および直払の引継ぎを受け、これを計算整理して収支金日報を作成し、日々の収支状況を会計長に報告するとともに、原則としてその取扱にかかる受払残金を、もよりの日本銀行支店または代理店に開設した自己名義の預託金口座に預け入れるなど、善良な管理者の注意をもって現金の出納事務を担当するものである。

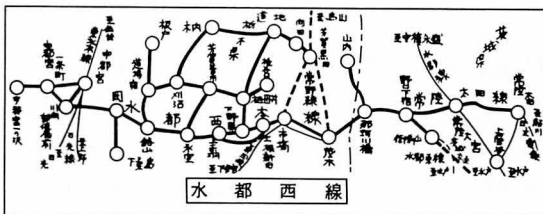
したがって出納役は日本国有鉄道法第 48 条の規定により、現金の支払および受領に関し対外的には総裁を代理(法定代理)し、同法第 48 条の 2 の規定により、出納役が善良な管理者の注意を怠りその保管にかかる現金を亡失し、国鉄に損害を与えたときは、総裁は当該出納役に対しその損害の弁償を命じなければならないこととなっている。

なお出納役の任命は、原則として鉄道管理局長事務処理規程その他の部内規程により、当該地方機関の長(本社にあっては経理局長)が、総裁の委任を受けてこれを行うこととなっている。(渡辺耕一)

ずいどうようでんりょくせつび 隧道用電力設備 隧道の種類により設備を異にする。一般に隧道は入口が低く、中央が高いのが普通であるので排水は自然排水であるが、海底隧道のように中高にできぬ場合は排水が困難となり、排水用の電動ポンプを備えなければならない。その容量・台数等はろう水の多寡により適宜に設計される。

また隧道内を通る列車が煤煙を排出する隧道の長さ、構造によっては容易に排煙ができず機関車をちっ息させたり、あるいは地上作業員の作業を困難にすることがあるので、このような隧道には強制通風をさせて排煙するための、送風機が排煙装置として設備されている(北陸線柳ヶ瀬隧道)。さらに隧道内で保線作業その他施設の保守作業に便利のように、長い隧道では照明設備として隧道灯および栓(せん)受設備がされている。(江口 鈺三郎)

すいとさいせん 水都西線 栃木県宇都宮市と茨城県東茨城郡沢山村(御前山)を結ぶ国鉄自動車路線であって、水都東線に連り水戸市に達する。



所管する自動車営業所は茨城県宇都宮市に、同支所は同県芳賀郡茂木町にある。

1 区間およびキロ程

水都西本線	宇都宮・御前山	52km
	宇都宮・宇都宮一の沢	5
	氷室・下野原	8
	川向郵便局前・宇都宮一条町	2
	鑑山・芳賀三市	6
	道場宿・板戸	4
	祖母井・道地	6
	祖母井・椎谷口	4
	上根新田・上赤羽	2
	那珂川橋・山ノ内	4
	刈沼・木内	6
	岡・下桑島	4
常陸太田線	野口下宿・常陸太田	23
八木線	刈沼・道地・向田	20

2 沿革

水都西本線	茂木・御前山	昭 10・8・1 開業
	茂木・宇都宮	昭 12・3・31
	下野原・氷室	昭 12・3・31
	芳賀三市・鑑山	昭 16・3・25
	川向郵便局前・宇都宮一条町・宇都宮	昭 13・5・1
	道場宿・板戸	昭 26・2・1
	那珂川橋・山ノ内	昭 26・2・15